

別 添

国都公緑第 2 9 9 号
平成 1 4 年 3 月 1 1 日

都道府県
政令指定都市
都市基盤整備公団

都市公園管理担当部局長 あて

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

都市公園における遊具の安全確保に関する指針について

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を定めたので、通知する。貴職におかれては、今後の都市公園の安全管理にあたって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対して本指針を周知
いただくようお願いします。

本指針については、国土交通省ホームページに掲載予定であるので、適宜活用していただきたい。

注) 下線部は都道府県宛の場合。

国都公緑第 300 号
平成 14 年 3 月 11 日

各地方整備局建政部長
北海道開発局事業振興部長
沖縄総合事務局開発建設部長 } あて

都市・地域整備局公園緑地課長

都市公園における遊具の安全確保に関する指針について

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を定めたので、通知する。貴職におかれては、今後の都市公園の安全管理にあたって、参考としていただきたい。

なお、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部長あてにも通知（平成 14 年 3 月 11 日国都公緑第 299 号公園緑地課長通知）したので、ご了知願いたい。

本指針については、国土交通省ホームページに掲載予定であるので、適宜活用していただきたい。